

芦屋町共同企業体運用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設工事を共同企業体により施工する場合の対象工事の基準、構成員の数その他共同企業体の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領でいう共同企業体は、大規模かつ技術的難度の高い建設工事について、確実かつ円滑な施工を図る等特定の建設工事の施工を目的として、工事毎に結成される共同企業体をいう。

(対象工事の種類及び規模)

第3条 共同企業体の施工対象となる工事は、予定価格が5億円以上で、町長が必要と認める建設工事とする。

2 町長は、資格審査委員会の議を経て施工対象工事を定めるものとする。

3 予定価格は、取引に係る消費税及び地方消費税を含まない額とする。

(構成員の数)

第4条 共同企業体の構成員(以下「構成員」という。)の数は、2社又は3社とする。

(構成員の組合せ)

第5条 構成員の組合せは、芦屋町指名基準の規定による最上位ランクのみ、又は最上位ランク及び次順位ランクに属する者とする。

(構成員の資格)

第6条 構成員は、芦屋町に建設工事入札参加資格の登録をしている者で、次の各号に該当する者でなければならない。

(1) 当該工事と同程度の工事を元請としての施工実績があり、完成させた者。

(2) すべての構成員が、当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者、又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

(結成方法)

第7条 共同企業体の結成方法は、自主結成による。

(出資比率)

第8条 構成員の出資比率は、次のとおりとする。

(1) 構成員が2業者で結成される共同企業体の場合。

ア 出資の割合が30パーセントを下回る構成員がないこと。

(2) 構成員が3業者で結成される共同企業体の場合。

ア 出資の割合が20パーセントを下回る構成員がないこと。

(代表者の選定)

第9条 共同企業体の代表者は、同一等級の者で構成されたものにあつては、最も大きな施工能力を有する者とし、等級の異なる者で構成されたものにあつては、上位の等級の者とする。

(共同企業体の存続期間等)

第10条 町が契約締結した共同企業体の存続期間は、建設工事の請負契約の履行後3ヶ月を過するまでとする。

2 存続期間満了後においても、当該工事につき、かし担保責任がある場合には、各構成員は連帯してその責を負うものとする。

3 当該工事につき結成された共同企業体のうち、町の契約の相手方とならなかったものの存続期間は、当該発注工事の契約が締結された日をもって終了するものとする。

(適切な施工の確保)

第11条 共同企業体は、各構成員相互の信頼と強調のもとに、この要領及び共同企業体協定書の定めるところにより、当該発注工事を共同の責任で円滑かつ適切に施工しなければならない。

(その他)

第12条 この要領に定めのない事項については、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。